

記 者 発 表 資 料
平成 18 年 10 月 30 日
こども青少年局子育て支援部
保育運営担当課長 加藤 民幸
電 話 6 7 1 - 2 4 0 7

市立保育所の民間移管 —平成 20 年度に民間移管する市立保育所 4 園を発表—

市立保育所の民間移管については、平成 16 年度から年 4 園ずつ進め、これまで 12 園の移管を実施してきたところです。

このたび、平成 20 年度に民間移管する市立保育所 4 園を選定しましたので、発表します。

民間移管された保育所では、保育時間の延長や 3 歳児以上への主食の提供といった新たなサービスが行われるなど、多様なサービスが実施されています。

今後、保護者への説明会を開催し、保護者の方の理解を求めながら、円滑な移管に努めてまいります。

1 平成 20 年 4 月から移管予定の保育所

区	保 育 所 名	定 員	所 在 地
保土ヶ谷区	新桜ヶ丘保育園	60 人	保土ヶ谷区新桜ヶ丘 2-41-9
青 葉 区	もみの木台保育園	69 人	青葉区もみの木台 16-13
戸 塚 区	南戸塚保育園	66 人	戸塚区戸塚町 2833-3
瀬 谷 区	阿久和保育園	65 人	瀬谷区阿久和西 2-28-13

市立保育所の多い区から順に、各区ごとの市立保育所について、施設・設備の管理状況、敷地面積、利便性、児童の入所状況、近隣民間保育所の設置状況等を総合的に勘案して選定しました。

2 移管後の保育内容

<p>《市立保育所と同じ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>保育料</u> ●<u>基本的な保育内容</u> ●<u>障害児保育</u> 	さらに	<p style="text-align: center;">《新たに加わるサービス！》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>3 歳児以上への主食の提供（月曜日～土曜日）</u> 温かいごはんが提供されます。 ●<u>土曜日の給食の提供</u> 土曜日もおいしい給食が提供されます。 ●<u>保育時間の延長</u> <u>（平日 7 時から 20 時、土曜日 7 時から 18 時 30 分）</u> 長い保育時間にも対応できます。 ●<u>一時保育</u> 保護者の急な病気や冠婚葬祭等の時に 利用できます。 <small>※阿久和保育園（瀬谷区）は一時保育を既に実施しています。</small> <p>(注)「土曜日の給食の提供」以外のサービスは保護者の費用負担があります。</p>
社会福祉法人に移管しても、児童福祉法に定める認可保育所であることに変わりはありません。		

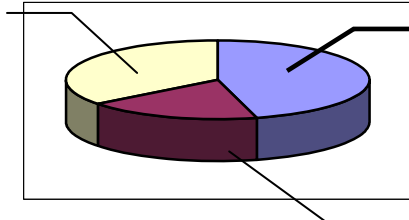
認可保育所とは

～児童福祉法で定められた基準を満たし、市が認可した保育所です。～

- 民間認可保育所も、市立保育所と保育料は同じです。
- 建物や職員配置などの基準は児童福祉法で定められています。
- 民間保育所の保育の質の向上に市として努めてまいります。
(指導監査の強化、監査結果の公表、第三者評価の実施等)
- 横浜市内には認可保育所が371園あり、内訳は以下のとおりです。

横浜市立114園
(うち公設民営2園)

現在、市内の認可保育所のうち約7割が民間認可保育所となっています。(H18.10.1現在)



社会福祉法人立179園

民間認可保育所

その他個人立等78園

3 移管方法

- 土地 (市有地) 無償貸付
- 建物 有償譲渡
- 移管先 認可保育所の良好な運営実績のある社会福祉法人

社会福祉法人とは

社会福祉事業を行うことを目的として、横浜市などの所轄庁が認可し、設立された法人であり、その運営にあたっては行政上の指導監督を受けています。

4 法人選定

- 移管条件を提示し、市内・市外を問わず法人を募集します。
- 学識経験者、市民等からなる移管法人選考委員会で優れた法人を選考します。

5 引継ぎ・共同保育の実施

- 移管前の一定期間、法人の保育士と市の保育士が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎ(引継ぎ・共同保育)を実施します。

6 三者協議会の設置

- 法人決定後、保護者・法人・横浜市からなる三者協議会を設置し、移管に伴う諸事項について協議します。合意事項については三者で遵守していきます。

7 スケジュール

平成18年10月	保護者にお知らせ
平成18年11月～	保護者説明会等開催
平成19年6月	移管先法人の募集
平成19年9月	移管先法人の決定
平成19年11月 ～平成20年3月	引継ぎ・共同保育
平成20年4月	